

事例6 (株)CKサンエツによる日本伸銅㈱の株式取得

第1 本件の概要

本件は、黄銅棒等の製造販売業を営む子会社を所有する株式会社CKサンエツ（以下「CKサンエツ」という。また、CKサンエツを最終親会社とする企業結合集団を「CKサンエツグループ」という。）が、同じく黄銅棒等の製造販売業を営む日本伸銅株式会社（以下「日本伸銅」といい、CKサンエツグループと併せて「当事会社」という。）の株式を取得し、議決権の過半数を取得することを計画したものである。

関係法条は独占禁止法第10条である。

なお、当事会社間で水平関係にある商品は複数存在する。後記第2以下においては、これらのうち当事会社のシェアがいずれも比較的高く、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた黄銅棒、黄銅線及び錫リフローめっき線について記載した。

第2 一定の取引分野

1 伸銅品

伸銅品とは、「銅」、銅に亜鉛を加えた「黄銅」、すず及びりんを加えた「りん青銅」等の銅合金を、溶解、鑄造、圧延、引抜き、鍛造などの加工を行い、板、条、管、棒又は線の形状に成形した製品の総称である。伸銅品は、成分の配合によって異なる特性を有しており、使用する金属の特性を生かし、電気器具の配線、回路、バルブ、エアコン部品等各種用途に使用されている。伸銅品は形状ごとに製造方法が異なり、需要者は、用途・加工目的に応じ購入する形状を選択している。

2 商品の範囲

(1) 黄銅棒

黄銅棒とは、黄銅の棒形状の製品であり、鉛を2～3%添加した被削性に優れる快削黄銅棒、鉛を1～2%添加した熱間鍛造性と被削性を兼ね備えた鍛造用黄銅棒、亜鉛の溶出による腐食を防止する処理が施された耐脱亜鉛黄銅棒、錫を添加した耐食性・耐海水性を有するネーバル黄銅棒、鉄等を添加した高強度・耐食性を有する高力黄銅棒などがある。これらの製品は、その特性に応じて、電気・電子機器、自動車、水道、ガス等の分野において、ビス、ボルト、バルブ、水栓金具などの各種部品として使用されている。また、銅に亜鉛を加えた黄銅（以下「一般材」という。）を素材としているところ、鉛やカドミウムの含有量を一定量以下に抑えたカドミウムレス材や鉛レスカドミウムレス材を素材とする環境対応製品も存在する。

需要者は用途や加工目的に応じて前記製品を使い分けていることから、各製品間に需要の代替性は認められない。各製品ごとに異なる素材（一般材、カドミウムレス材又は鉛レスカドミウムレス材）を使用する製品があるものの、現時点で、日本国内で

使用される伸銅品については鉛やカドミウムの含有量に係る規制がないため、需要者は厳密に素材ごとに製品を使い分けていない。したがって、各素材間には需要の代替性が認められる。

また、前記各製品については、同一の製造設備・工程で製造することができることから、前記製品間に供給の代替性が認められる。黄銅棒と快削黄銅線（快削黄銅線については後記(2)参照）についても、溶解、鑄造及び押出の各工程が共通しているため、同一の製造設備を使用することができ、かつ引抜工程（棒）と伸線工程（線）に係る設備のみの切替えにより、製造を切り替えることができる。ゆえに、黄銅棒と快削黄銅線の間にも供給の代替性が認められる。

したがって、「黄銅棒（快削黄銅線を含む。以下同じ。）」を商品範囲として画定した。

(2) 黄銅線

黄銅線とは、黄銅の線形状の製品であり、転造性・展延性に優れる黄銅線（以下「一般黄銅線」という。）、鉛を2～3%添加した被削性に優れる快削黄銅線、溶接用黄銅線、ニップル用黄銅線などがある。黄銅線は、それぞれの特性に応じて、ワイヤーカット放電加工機用電極線、コネクタ、パチンコ鋏、ねじ、ぱちんこ釘、ニップル、溶接棒・溶接線などの幅広い分野において、各種部品等として使用されている。

需要者は、用途・加工目的・加工方法に応じて、各製品を使い分けていることから、各製品間に需要の代替性は認められない。

他方、快削黄銅線以外の製品については同一製造設備・工程で製造することができることから、快削黄銅線以外の各製品間に、供給の代替性が認められる。

したがって、快削黄銅線を除く「黄銅線」を商品範囲として画定した。

(3) 錫リフローめっき線

錫リフローめっき線とは、黄銅線、純銅線等に電気錫めっき加工を施した電気錫めっき線に対して、ショートの原因となるひげ状の結晶（ウィスカ）が発生しないよう、錫の融点付近まで再加熱するリフロー処理を施したものをいう。主に家電、電子機器、自動車などの比較的端子ピン間の間隔が狭いコネクタ用端子ピンの原材料として使用されている。他方、電気錫めっき線は建設用又は電力用電線、自動車用部品の他、比較的端子ピン間の広いコネクタ用端子ピンとして使用されている。

錫リフローめっき線は電気錫めっき線よりも価格が高く、需要者は、端子ピン間の間隔の広狭など、用途に応じ使い分けていることから、需要の代替性は認められない。また、錫リフローめっき線を製造するためには、リフロー処理設備が必要となることから、錫リフローめっき線と電気錫めっき線との間に供給の代替性も認められない。

したがって、「錫リフローめっき線」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

前記2において画定した商品は、いずれも輸送に係るコストや制度上の制約がなく、日本全国で販売されていることから、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 黄銅棒

(1) 当事会社の地位

本件行為により、当事会社の合算市場シェアは約45%、HHIの増分は約650となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア ¹
1	CKサンエツグループ	約40%
2	A社	約20%
3	B社	約20%
4	日本伸銅	約10%
	その他	約10%
合計		100%

(2) 競争事業者の状況

有力な競争事業者として、市場シェア約20%の有力な競争事業者が2社存在するほか、5社以上の競争事業者が存在しており、いずれも十分な供給余力を有している。

(3) 輸入圧力

黄銅棒の輸入に係る制度上の障壁はない。近年、輸入品（その大半を韓国製品が占める）と国内製品の品質差がなくなってきており、輸入品への切替えが増加し、平成20年度には約1,000tであった輸入量が、平成25年度には約4,000tと大幅に増加している。

したがって、相当程度の輸入圧力が認められる。

(4) 隣接市場からの競争圧力

黄銅棒については、用途によって、アルミニウム製品（ブレーキオイルバルブ、カメラ部品等）、合成樹脂製品（給湯器等）、ステンレス製品（給水管の継手等）、鉄製品（プリンター用スタッドピン）などの他素材の競合品が存在している。これらの用

¹ 輸入を含まない。

途の需要者は、必ずしも黄銅の金属固有の特性を踏まえて黄銅棒を選択しているものではないことから、容易に競合品への切替えが可能である。

したがって、隣接市場から相当程度の競争圧力が認められる。

(4) 需要者からの競争圧力

黄銅棒の約95%を占める一般品は、JIS規格品であり、メーカー間で差別化されていないことから、取引先の変更が容易である。実際に、流通問屋及び需要者は、価格競争や安定供給を図るため、複数のメーカーと取引を行い、提示された価格によって調達量を変更している。

したがって、需要者からの一定の競争圧力が認められる。

(5) 小括

以上のとおり、本件行為後の当事会社の市場シェアが約45%となるものの、有力な競争事業者を含む多数の競争事業者が存在すること、相当程度の輸入圧力、隣接市場からの競争圧力が認められること、需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、黄銅棒の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

2 黄銅線

(1) 当事会社の地位

本件行為により、当事会社の合算市場シェアは約30%、HHIの増分は約290となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア ²
1	CKサンエツグループ	約25%
2	C社	約15%
3	D社	約15%
4	E社	約15%
7	日本伸銅	約5%
	その他	約10%
合計		100%

² 輸入を含まない。

(2) 競争事業者の状況

市場シェア約15－20%の有力な競争事業者が3社存在するほか、5社以上の競争事業者が存在し、いずれも十分な供給余力を有している。

(3) 輸入圧力

黄銅線の輸入に係る制度上の障壁はない。近年、輸入品（うち相当数を中国製品が占める。）と国内製品の品質差がなくなってきており、中国製品への切替えが増加し、平成20年度には約2,000tであった輸入量が、平成25年度には約4,000tと大幅に増加している。

したがって、相当程度の輸入圧力が認められる。

(4) 需要者からの競争圧力

黄銅線の構成比約99%を占める一般品は、JIS規格品であり、メーカー間で差別化されていないことから、取引先の変更が容易である。実際に、流通問屋及び需要者は、価格競争や安定供給を図るため、複数のメーカーと取引を行い、提示された価格によって調達量を変更している。

したがって、需要者から一定の競争圧力が働いていると認められる。

(5) 小括

以上のとおり、本件行為後の当事会社の市場シェアが約30%となるものの、有力な競争事業者を含む多数の競争事業者が存在すること、相当程度の輸入圧力が認められること、需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、黄銅線の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

3 錫リフローめっき線

(1) 当事会社の地位

本件行為により、当事会社の合算市場シェアは約70%、HHIの増分は約2,000となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
1	CKサンエツグループ	約40%
2	日本伸銅	約30%
3	F社	約20%
4	G社	約5%
5	H社	約5%

順位	会社名	市場シェア
	その他	約 0 - 5 %
合計		1 0 0 %

(2) 競争事業者の状況

市場シェア約 2 0 % の有力な競争事業者が存在するほか、4 社以上の競争事業者が存在し、少なくとも、当事会社の平成 2 5 年度販売実績の 5 割を超える十分な供給余力を有している。また、現在は専ら自家使用している、潜在的な競争事業者が存在する。

(3) 需要者からの競争圧力

錫リフローめっき線は主にコネクタ用端子ピンの原材料として使用されているところ、コネクタ用端子ピンの原材料として使用されている競合品として、黄銅条等に電気錫めっき及びリフロー処理を施し、錫リフローめっき線と同様の特性を持つ錫リフローめっき条（市場規模は錫リフローめっき線の数十倍である。）が存在する。

錫リフローめっき線の直接の需要者である端子ピン加工業者には、線材専用の加工設備しか保有しない事業者が存在するものの、コネクタ用端子ピンの需要者であるコネクタメーカーは、コネクタの仕様・価格等を踏まえて、線材を加工した端子ピンと条材を加工した端子ピンの品質・価格等を比較して選択している。このことは、川下市場の需要者であるコネクタメーカーからの価格引下げ圧力を、端子ピン加工業者を通じて受けていると評価できるので、需要者からの競争圧力が強く働いていると認められる。

(4) 小括

以上から、本件行為後の当事会社の市場シェアが約 7 0 % となるものの、十分な供給余力を有する有力な競争事業者や潜在的な競争事業者が存在すること及び需要者からの競争圧力が強く働いていると認められることから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、錫リフローめっき線の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

第 4 結論

以上のとおり、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。